

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和七年十一月二十五日（火）十時から十一時三〇分まで

川越市役所庁舎 七階七〇会議室

イ 令和七年十一月二十五日（火）十三時三〇分から十五時まで

東松山市野本コミュニティーセンター 講座室

ウ 令和七年十一月二十六日（水）十時から十一時三〇分まで

坂戸市勝呂地域交流センター 視聴覚室

エ 令和七年十一月二十六日（水）十三時三〇分から十五時まで

川島町役場庁舎 中会議室

三 都市計画決定権者の名称

川島町

四 意見を聴こうとする事項

川島町が作成した川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見